

## 令和6年第3回教育委員会会議

### 1 日 時

令和6年3月18日(月)

開会 14時30分

閉会 15時30分

### 2 場 所

県庁行政庁舎 17階 教育委員会室

### 3 出席者

北野喜樹教育長、新屋長二郎委員、眞鍋知子委員、新家久司委員、高野勝委員、辻奈穂子委員

### 4 説明のため出席した職員

吉田雅英教育次長、塩田憲司教育次長、金子俊一教育次長、山本一彦庶務課長、高倉英明教職員課長、北島公之学校指導課長、岩木智子生涯学習課長、辻江冬樹文化財課長、瀬戸博邦保健体育課長

### 5 議案件名及び採決の結果

議案第5号 石川県教育委員会事務局等組織規則の改正等について（原案可決）

議案第6号 石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則の改正等について（原案可決）

議案第7号 令和6年度石川県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）について（原案可決）

議案第8号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部改正について（原案可決）

議案第9号 人事異動について（原案可決）

### 6 報告事項

報告第1号 石川県立あすなろ中学校設置基本計画について

報告第2号 指導が不適切である教諭等の認定等について

報告第3号 人事異動について

### 7 審議の概要

#### ・開会宣告

北野教育長が開会を告げる。

#### ・会議の公開・非公開の決定

議案第7号、議案第9号、報告第2号、報告第3号は人事に関する案件のため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを全会一致で決定。

- ・ 質疑要旨  
以下のとおり。

議案第5号 石川県教育委員会事務局等組織規則の改正等について（山本庶務課長説明）

1 ページをお開きください。「議案第5号石川県教育委員会事務局等組織規則の改正等について」ご説明いたします。

「1 提案理由」でございますが、教育委員会事務局の組織改正等に伴い、関係規定を整備する必要があるためであります。

「2 改正規定」につきましては、記載の9つの規定でございます。改正概要と併せて説明いたします。

「3 改正概要」につきましては、2ページをお開きください。改正概要でございますが、「1 改正内容」について、まず「（1）組織改正に伴うもの」でございますが、

- ・一つ目は、学校教育全体のデジタル化を推進するための司令塔となる組織として、教員確保・指導力向上推進室を教育DX・教員確保指導力向上推進室に改組するもの
  - ・二つ目は、令和9年度に石川県で開催される全国高等学校総合文化祭の開催準備に向けて、学校指導課に新しいグループを設置するもの
- などあります。

改正等する規定は、

- ①石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正
  - ②グループ制に関する運営規程の一部改正
  - ③教員確保・指導力向上推進室廃止に係る告示
  - ④教育DX・教員確保指導力向上推進室設置に係る告示
- となります。

次に「（2）県立あすなろ中学校設置に伴う規定の整備」でございます。改正の対象となる規定は、

一つ目は、①「公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則」の一部改正であり、長期の出張や研修などの場合に、夜間学級担当手当の支給を制限する規定を追加するものであります。

二つ目が、②「石川県立学校管理規則」の一部改正であり、夜間中学のための特別の教育課程を編成する規定を追加するものであり、

三つ目は、③「石川県立中学校規則」の一部改正であり、夜間中学に係る入学等の規定を追加するものであります。

四つ目は、④「石川県教育委員会文書管理規程」の一部改正であり、県立あすなろ中学校の文書記号を追加するものであります。

そのほか、「（3）その他（字句の修正等）」として、石川県教育委員会文書管理規程及び石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正を行うものであります。

「2 改正案」につきましては、別添資料の通りです。

「3 施行年月日」につきましては、（1）県立あすなろ中学校の設置に伴うものは、石川県立学校条例の一部を改正する条例の施行の日としております。

（2）その他 につきましては、令和6年4月1日としておりまして、教員確保・指導力向上推進室の廃止の告示につきましては、令和6年3月31日となります。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**【質疑】**

(眞鍋委員)

教育DXとありますが、具体的にどういったことを推進されるのでしょうか。

(山本庶務課長)

スマートスクールネットという学校と教育委員会でやりとりするシステムが改修時期を迎えており、最新のものに改修するほか、自動採点システムやデジタル化が進んでいない出勤簿等のデジタル化の推進について司令塔の役割を担っていくものであります。

議案第6号 石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則の改正等について（高倉教職員課長説明）

議案第6号「石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

まず、「1 提案理由」でございますが、先日の議会で、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の一部改正が承認されたことを踏まえ、規則の改正を行うものであります。

平成30年度に策定した「多忙化改善に向けた取組方針」に基づき、目標を立てて様々な取組を行ってきた結果、教育職員の時間外勤務につきましても、年々減少しているところではあります。時間外勤務時間が月80時間を超える教職員はゼロにはなっていない状況となっております。

こうした中、教職員の業務の量の適切な管理等を行い、健康及び福祉の確保を図るため、条例を改正したところであります。

今回の規則改正は条例改正を受けて行うものですが、具体的には、これまで文部科学大臣が定める指針に基づいて定められていたものを、県の条例に基づいて定められることといたしました。

今後も引き続き、教職員の多忙化改善に取組み、中長期的な目標として、規則で定めた上限時間の範囲内を目指して参りたいと考えております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

**【質疑】**

（新屋委員）

今回の改正で実質的に何が変わるのですか。

（高倉教職員課長）

令和2年3月の教育委員会会議で議決され、4月から施行となりました。その当時、国が示した時間外の上限が45時間、1年間で360時間というのが非常に高い目標であったということで、文部科学省がこのガイドラインを定めたのですが、今回平成30年度より行ってきた3年間の取り組みが一段落したところで、ある程度効果が出てきたということで、さらにその実効性を高めるために、県の条例として整備を行ったものでございます。

（新屋委員）

県の条例で定めたことは他の県も条例で定めていると思いますが、実質的な違いがあるのでしょうか。

（高倉教職員課長）

しっかり取り組んでいくぞ、ということで、全国的に条例化が進んでいると聞いております。

議案第8号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部改正について（瀬戸保健体育課長説明）

議案第8号、「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部改正について」ご説明いたします。

まず、始めに、「災害共済給付制度の概要」についてご説明します。43ページをご覧ください。

学校の管理下で、児童生徒等の災害が発生したときに、災害共済給付を行う国・学校の設置者・保護者の三者の負担による共済制度であり、学校の設置者が保護者等の同意を得て、日本スポーツ振興センターとの間に災害共済給付契約を結ぶものであります。

具体的には、下の「災害共済給付の内容」の表にありますように、児童生徒の負傷や疾病などに対して、医療費や見舞金などを支給するものです。

全国一律の制度であり、共済掛金については、学校設置者と保護者で負担することとされています。

44ページをご覧ください。

今回の改正について、ご説明いたします。

最初に、「1 改正内容の（1）概要」でございますが、災害共済給付制度について、要保護児童生徒等の共済掛金の保護者負担額を徴収しないための規定を整備することから、規則の改正をお諮りするものです。

設置者が保護者から徴収する額については規則で定めており、表のとおり金額を保護者から徴収しておりますが、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項により、経済的理由により保護者負担額を納付することが困難である児童生徒等の保護者からは、共済掛金を徴収しないことができることとされており、本県でもこれまで免除してきたところであるが、当センターから、徴収を免除するための規定を整備するよう依頼があったため、規則を一部改正することとしました。

なお、免除した保護者負担分については、国の補助を受けたセンターが一部を負担する仕組みとなっております。「（2）主な改正箇所」でございますが、規則第2条に、要保護児童生徒等の共済掛金の保護者負担額を徴収しないための規定を整備するため、第2項を新設するものであります。

「2 改正案」でございますが、45ページは改正文、46ページはその新旧対照表となります。

最後に、「3 施行年月日」でございますが、令和6年4月1日としております。

以上で、議案の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## 【質疑】

（新家委員）

資料に小学校の記載がありませんが、掛け金は不要ということですか。

また、保護者への同意はどのようにして得ていますか。

(瀬戸保健体育課長)

この制度は学校設置者が規則を定めることとなっております。今回の改正は県立学校の規則であり、小学校は各市町で対応しているところです。調査しましたところ、12市町の方で対応しておりまして、今後R6年度からきちんとした形で行うということで整理を進めているところであります。

同意については、年度当初に、保護者に対して制度概要について文書で周知の上、同意を得ております。

(新家委員)

県立は中学校があるが、小学校はないので載っていないということですね。分かりました。

掛け金はどのようにして徴収していますか。

口座引き落としならば口座番号を書けばそれで同意を得たとなると思うんですけども、現金の場合は学校の事務負担が大きいと思うので、良い方法としていただければと思います。

(瀬戸保健体育課長)

掛け金の徴収方法はすぐには分かりませんが、現状ではほとんどの生徒が加入しております。

(眞鍋委員)

新設される第2項については、何かを決めたようで決めてないような、どんな人でも当てはまるといいますか、なかなか難しいように思うんですけど、他県も同様に規定していますか。

保護者が支払えないと言えれば対象になるのか、それとも所得証明の書類を徴収して決定するのでしょうか。

(瀬戸保健体育課長)

各市町でも同様の対応をしております。

(金子教育次長)

小中学校ですが、年度当初に就学援助の関係で書類を徴収しておりまして、その添付書類で審査しております。

(北野教育長)

一般的には、所得で一定のラインを引いて運用していると思います。

## 報告第1号 石川県立あすなろ中学校設置基本計画について（北島学校指導課長説明）

資料をご覧ください。県教委では、これまで、夜間中学の設置について19市町教育長との連携会議等にて、検討を進めてきたところですが、この度、石川県立あすなろ中学校設置基本計画をとりまとめましたので、その概要についてご報告させていただきます。

1 ページにあります、県立夜間中学の設置について、ご覧ください。

1 の設置主体及び設置形態、2 の開校時期、3 の設置場所、4 の概念及び理念、5 の校名については、これまでの本会議でご説明させていただいており、記載のとおりです。

次に、2 ページ及び3 ページをご覧ください。こちらには、設置に係る基本方針を記載してあります。

1 の対象生徒については、学齢期を超えた方を考えているため、県内在住又は県内在勤の方のうち、

- ・ 様々な理由により義務教育を修了できなかった方
- ・ 不登校等のためにほとんど学校に通えなかった方
- ・ 本国で義務教育を修了していない外国籍の方

のいずれかに該当し、希望する方を原則対象とします。

なお、学齢期の中学生で、現在の中学校に籍を置いたまま、どうしても夜間中学に通いたいという相談を受けた場合については、国や他県の動向、受入体制の整備状況も見据えながら、受入の検討をすることといたします。

2 の本人負担については、義務教育の学校であるため、1 つ目は記載の通りですが、2 つ目については、入学希望者に対して、県立金沢錦丘中学校のように適性検査はなく、面接のみであることから事務負担は小さいことと、義務教育未修了者等への就学機会を設けるという趣旨にも鑑み、検定料・入学金は徴収しないこととしました。

3 の教育目標については、目指す学校像を記載のとおりとし、目指す生徒像については、

- ・ 新しいことにチャレンジできる生徒
- ・ 優しさや思いやりの心をもって接する心豊かな生徒
- ・ 協力しあい、ともに問題解決に向かうことができる生徒

を育成できるよう頑張っていきます。それを踏まえて、挑戦・敬愛・協働という校訓に成文化いたしました。

4 の教育課程等については、既に学齢期を過ぎて社会生活を送っている方等にとっては、限られた時間で教育を行う必要があるため、特別の教育課程を編成することとし、1 単位時間40分で、1 日あたり4 時間授業を月曜日から金曜日に行い、年間総時間数を700 時間程度とします。

また、小学校から中学1 年生の内容、1 年生から2 年生の内容、2 年生から3 年生の内容を取り扱う習熟度別の3 コースと日本語の習得に重点を置いたコースの計4 コースを設ける予定で、本人の適性や学習状況に応じて選択できるようにします。



さらに、日中にお仕事をしている方でも通えるよう17時45分頃～21時頃とし、また、多様な生徒が想定されることから、全ての授業は、複数の教員等でおこなうこととします。

5の入学・進級・卒業等については、まず、入学許可については、入学希望者に対して、審査に基づいて、校長が許可した者とします。

また、様々な事情やニーズに対応するため、2年生や3年生からの入学も可とします。修業年限については、昼間の中学校と同様、3年としますが、様々な事情に柔軟に対応できるように、校長が特に必要と認めた場合は延長も可能といたします。

入学については、年度途中からであっても、入学要件に合い、かつ、収容範囲内であれば、随時受け入れを可能とします。

6の夕食の対応については、給食の提供はしませんが、持参したものをとる場所は提供します。金沢中央高等学校の食堂の利用については、今後も検討してまいります。

現時点では、具体について検討中のことも多いため、決定した事項については、7にありますように、ホームページ等で更新し、発信していきたいと考えております。

以上が、設置基本計画についてですが、今後の予定としましては、来年度、4月に学校案内リーフレットの配布・ポスターの掲示、5月には、金沢・加賀・能登の各地域で学校説明会を開催し、更なる周知に努めたいと考えております。

また、校舎の改修工事が終わった夏以降に実際の校舎での体験授業等を実施し、生徒募集につなげたいと考えております。

今後の生徒募集につきましては、改めて、本会議でお諮りし、状況については、報告してきたいと考えております。

設置にいたるまでのこれまでの経緯等につきましては、別冊の参考資料「石川県における夜間中学の設置について」として、まとめてございます。なお、本計画及び別冊資料については、今会議後に、公開する予定でおります。

以上で説明を終わります。

#### 【質疑】

(辻委員)

夜間中学の先生は石川県の先生が採用されるのですか。

(北島学校指導課長)

そのとおりでございます。

(辻委員)

どういった基準で選ばれるのでしょうか。

(金子教育次長)

夜間中学の先生を希望しませんか、という周知を全教員にしております。そこで希望された方の中からお願いしております。

(高野委員)

3点お願いします。1点目は対象生徒に関して、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった方とあるんですけども、この方っていうのは、学齢期の時代にきちんと卒業してしまったんですけども、不登校のためにあまり学校へ通えず、学び直しをしたいという子も含まれるのか、それとも卒業証書をもった人に関しては、この対象に入らないかどうかです。

2点目は検討という言葉があるんですけども、いただいた資料の12ページの教育振興基本計画の中で、令和5年の6月16日の部分で、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っているとあるんですけども、ここに書いてある検討というのは、今後希望があったら検討するのか、それとも対象の幅を広げて新たに対象生徒として見るのか、その検討っていうものに関してもう少し詳しく聞きたいなと思います。

3点目は、資料の中で、校則を守るとありましたが、夜間中学における校則っていうのはどの範囲で考えておられるのかなってことを、まだ具体化されてないと思うんですけども、わかっている範囲でお願いします。

(北島学校指導課長)

まず1点目の対象生徒についてでございます。

不登校等のためにほとんど学校に通えなかった方とありますが、おっしゃるとおり、中学校で学んでいたが、不登校でなかなか通えず、卒業したけれどももう1回学び直したい方ということでございます。

2点目ですが、夜間中学というのは、学齢期を過ぎた方を対象としておりますので、学齢期の中学生は原則入学できません。

ただ一方、文部科学省は、不登校生徒について、現在の学校に籍を置いたままの受け入れについては、多様な受け入れ先の一つとして例えば教育支援センターやフリースクールであるとか、その一つとして、夜間中学も可能としております。そういうことを含めて、我々は検討していきたいということです。

実際、現在籍を置いたまま、こういった形で受け入れる夜間中学というのは、結局全部調べましたけれども、まだありませんでした。

実際、夜の時間帯なので、そういった時間帯に中学生が中学校に通うということは、本当に安全面でも大丈夫なのか、そういうこともいろいろ十分に検討する必要がありますから、国とか全国状況を見ながら、そういった意味で検討していきたいという趣旨でございます。

3点目の校則についてはこれから検討して参りますので、他県の状況を踏まえながら考えてまいります。

(新屋委員)

対象生徒に、「本国で義務教育を修了していない外国籍の方」とありますけれども、修了しているかしていないかはどのように確認されるのでしょうか。

また、教育課程の授業は複数の教員等で行うっていう、これ全ての授業をいわゆるチームティーチングで行うという意味なんですか。

(北島学校指導課長)

まず一点目ですけれども、外国人の方が義務教育を本国で修了しているかどのように確認するかについては、本人または関係者に聞き取るしかないと思っております。その中で、ある種、その本人の意向に沿った形でやっていくしかないかなと思っております。もしそういった方々がかつて中学校なり小学校なり、日本で何らかの形で学校籍にいた場合には、きちんと資料を残しておりますので、そういったところを活用する形になると思います。

(金子教育次長)

基本的に、2人の先生が指導に当たると考えています。中には技能教科、音楽、美術、体育などについては、大人数で一斉にやることもあるかもしれません。そういったときは総出で指導にあたると、そういった形を考えております。

(新家委員)

規模について教えていただきたいんですけども、石川県は大体100万人の人口で、他県でどれくらいの人口の県でどれくらいの生徒が学んでいるのかは調査されていると思うので教えて下さい。

(金子教育次長)

本県は徳島県のしらさぎ中学校を非常に参考にしているわけですが、そこも県の人口で言うと少しあちらの方が少ないぐらいですが、最初スタートしたときには30から40人でした。

本県も最初はまず、30人を目指したいなと思っております。今しらさぎの方は、50から60人まで来ている、という状態です。

(北野教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第7号 令和6年度石川県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）について  
北島学校指導課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第9号 人事異動について  
山本庶務課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

報告第2号 指導が不適切である教諭等の認定等について  
高倉教職員課長が説明した。

報告第3号 人事異動について  
高倉教職員課長が説明した。

- ・ 閉会宣言  
北野教育長が閉会を告げる。